

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年2月13日

【会社名】 東京センチュリー株式会社

【英訳名】 Tokyo Century Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 浅田 俊一

【本店の所在の場所】 東京都千代田区神田練堀町3番地

【電話番号】 03(5209)7055(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 経営企画部長 兼 経理部長 平崎 達也

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区神田練堀町3番地

【電話番号】 03(5209)7055(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 経営企画部長 兼 経理部長 平崎 達也

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 93,796,356,600円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
東京センチュリー株式会社 大宮支店
(埼玉県さいたま市大宮区錦町682番地2)
東京センチュリー株式会社 横浜支店
(神奈川県横浜市西区北幸二丁目8番4号)
東京センチュリー株式会社 名古屋営業部
(愛知県名古屋市中区栄二丁目1番1号)
東京センチュリー株式会社 大阪営業部
(大阪府大阪市中央区本町三丁目5番7号)
東京センチュリー株式会社 神戸支店
(兵庫県神戸市中央区三宮町二丁目5番1号)
(注) 上記の神戸支店は、金融商品取引法に規定する縦覧場所では
ありませんが、投資者の便宜を考慮して縦覧に供する場
所としております。

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2020年2月6日付で提出した有価証券届出書について、当社は、2020年2月13日付で四半期報告書を提出したことに伴い、当該四半期報告書を参照書類に追加し、必要な修正を行い、当該有価証券届出書の添付書類である「2020年3月期第3四半期(自2019年4月1日至2019年12月31日)の連結業績の概要」を削除するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

参照書類の削除

「2020年3月期第3四半期(自2019年4月1日至2019年12月31日)の連結業績の概要」を削除しております。

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第三部 【参照情報】

第 1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

(訂正前)

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第50期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
2019年6月24日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第51期第1四半期(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)
2019年8月7日関東財務局長に提出
事業年度 第51期第2四半期(自 2019年7月1日 至 2019年9月30日)
2019年11月8日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(2020年2月6日)までに、以下の臨時報告書を提出

- (1) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年6月25日に関東財務局長に提出
- (2) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年8月2日に関東財務局長に提出
- (3) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び同項第16号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年9月9日に関東財務局長に提出
- (4) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を2019年11月8日に関東財務局長に提出
- (5) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書を2020年2月6日に関東財務局長に提出
- (6) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を2020年2月6日に関東財務局長に提出

4 【訂正報告書】

訂正報告書(上記3(2)の訂正報告書)を2019年8月7日に関東財務局長に提出

(訂正後)

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第50期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
2019年6月24日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第51期第1四半期(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)
2019年8月7日関東財務局長に提出

事業年度 第51期第2四半期(自 2019年7月1日 至 2019年9月30日)
2019年11月8日関東財務局長に提出

事業年度 第51期第3四半期(自 2019年10月1日 至 2019年12月31日)
2020年2月13日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書の訂正届出書提出日(2020年2月13日)までに、以下の臨時報告書を提出

- (1) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年6月25日に関東財務局長に提出
- (2) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年8月2日に関東財務局長に提出
- (3) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び同項第16号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年9月9日に関東財務局長に提出
- (4) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を2019年11月8日に関東財務局長に提出
- (5) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書を2020年2月6日に関東財務局長に提出
- (6) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を2020年2月6日に関東財務局長に提出

4 【訂正報告書】

訂正報告書(上記3(2)の訂正報告書)を2019年8月7日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

（訂正前）

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2020年2月6日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、以下の下線部分の記載を除き、当該事項は本有価証券届出書提出日(2020年2月6日)現在においてもその判断に変更の必要はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

[経営方針、経営環境及び対処すべき課題等]

(2) 中長期的な会社の経営戦略及び対処すべき課題

当社は、本有価証券届出書提出日(2020年2月6日)において、2020年度から2022年度までの新・第四次中期経営計画(3ヵ年)を策定し、以下の経営指標を目標として掲げております。

<後略>

（訂正後）

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2020年2月13日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、以下の下線部分の記載を除き、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2020年2月13日)現在においてもその判断に変更の必要はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

[経営方針、経営環境及び対処すべき課題等]

(2) 中長期的な会社の経営戦略及び対処すべき課題

当社は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2020年2月13日)において、2020年度から2022年度までの新・第四次中期経営計画(3ヵ年)を策定し、以下の経営指標を目標として掲げております。

<後略>